

# 被災後に

## 二次災害を防ぐために

被災した建物の応急危険度判定が行われ、3段階のステッカーが貼られます。

家財道具を取りに戻ったりする際には、判定に従い注意しましょう。

ただし、この判定は住宅の被害認定とは一致しません。

- **調査済（緑）** 被災程度が小さく、使用可能。
- **要注意（黄）** 十分に注意すれば立ち入ることは可能。
- **危険（赤）** 専門家に相談して応急措置をしない限り、立ち入ることは危険。

## 各種支援策を受けるために

区役所では、自然災害による被害に対する「罹災証明書」及び「被災証明書」を発行します。

自然災害に限らず火災により建物に被害を受けた場合は、消防署において「り災証明書」を発行します。

罹災証明書（区役所発行）		り災証明書（消防署発行）
自然災害（火災を除く）の場合		地震による火災の場合
①全壊	④半壊	①全焼
②大規模半壊	⑤準半壊	②半焼
③中規模半壊	⑥準半壊に至らない（一部損壊）	③部分焼
		④その他

被災証明書とは、自然災害によって不動産、動産などが被害を受けた場合に事実を証明するもので、写真または現地調査により市職員等がその事実を現任します。

## 悪質犯罪に遭わないために !!

大規模な災害が起きると、いろいろな犯罪も起こる可能性があります。特に、避難所に避難している間に家が荒らされるなど被害が過去の災害でも報告されています。戸締りをしっかりし見回りをするなど、自分たちの家を地域で守りましょう。

ボランティアを装った犯罪も過去の災害で見られました。ボランティアにお手伝いを依頼する場合は、災害ボランティアセンターを通じて行いましょう。



## SNSによるデマ情報に注意！

大阪北部地震の際、XなどのSNS上に、事実と異なるデマ情報が拡散

- ◆ 京セラドーム大阪の屋根に亀裂が入った
- ◆ シマウマが脱走した

対応方法

- ◆ 情報の発信元には注意し、信頼できる情報かどうか十分に確認する
- ◆ 未確認の情報をむやみに拡散しない

## がれきの処理

全壊・半壊の家屋については市が解体の決定をすることがあります。自分で解体する場合などは、がれき処理に関する市からのお知らせに注意してください。

## 市税等の減免

災害により納税が困難な場合には、申請に基づき市税等が減免される場合があります。

## お金をおろしたいとき

自動現金払出機が使用できなくなったり、家屋が損壊し通帳や印鑑が取り出せなくなることもあります。非常持ち出し袋に通帳のコピーや身分を証明できるものを入れておきましょう。

## 全国から駆け付ける 災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合、被災者を支援するために全国から多くのボランティアが駆けつけます。ボランティアを受け付ける災害ボランティアセンターは、区ごとに区民センターなどに開設され、支援を必要とする被災者との調整などを行います。支援内容や相談方法は開設後すぐに広報されますので、支援が必要な場合もしくはボランティア活動に参加したい場合は災害ボランティアセンターに相談しましょう。

### <災害ボランティアの活動例>

- 被災者への炊き出し
- 救援物資の仕分け・配布・運搬
- 家屋の片付けや清掃
- 避難所や仮設住宅での生活者への支援
- 高齢者や子どもの話し相手 など

被災した直後は混乱し、これからの生活に不安を抱えることでしょう。そこにボランティアが駆け付け、精神的にも大きな支えになります。自立心を忘れず、少しでも早く元の生活にもどれるようボランティアと力を合わせてがんばりましょう。



大量の支援物資を仕分けするボランティアたち（阪神・淡路大震災）